令和　　年　　月　　日

（事業者名） 御中

中標津町町民生活部生活課長

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談に対する回答

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108 号）の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、令和　　年　　月　　日付で相談のあった再エネ発電事業に関する説明会の開催に関し、説明会に参加する「周辺地域の住民」等について、以下のとおり回答します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者の住所等 |  | 【加えるべき理由】□災害等による影響が想定される□景観に関する影響が想定される□生活環境の影響が想定される□その他（　　　　　　　） |
| 他の市町村への相談の要否 | □ 要（市町村： ）□ 不要 |  |
| 備考 |  |  |

（環境衛生係）